

審 査 基 準

基準の名称	徳島県特定水産動物育成事業の実施に当たっての認可等に関する審査基準									
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要								
沿岸漁場整備開発法	17 - 1	指定法人の業務実施計画の認可								
基 準 の 内 容										
<p>徳島県特定水産動物育成事業の実施に当たっての認可等に関する審査基準</p> <p>1 特定水産動物育成事業の実施に際しての指導 都道府県知事は、特に次の事項に留意のうえ、特定水産動物育成事業が適切に行われるよう指導するものとする。</p> <p>(1) 国の水産研究所等の試験研究機関とも密接な連けいを保ちつつ、この特定水産動物育成事業が最新の栽培漁業関係技術知識をふまえてより高度な経済的利益を創出しよう特に配慮すること。</p> <p>(2) 漁業者の栽培漁業に対する意識を一層啓発するため、普及指導の強化に努めるとともに、特定水産動物の放流及び育成の効果の把握に努め、放流地先では極力特定水産動物育成事業を実施するよう指導すること。</p> <p>(3) 育成水面の区域の設定及び特定水産動物育成事業の実施に際しては、関係漁業者間の紛争の防止に努めるとともに、漁業協同組合等が、この事業の実施によって利害関係を生ずる漁業者等との間の調整を適切に行うよう指導すること。</p> <p>(4) 沿岸漁場整備開発法施行規則第1条第3号の「特定水産動物育成事業を行おうとする期間」としては、5年をこえない期間で相当な期間とするよう指導すること。</p> <p>(5) この特定水産動物育成事業制度は、漁業協同組合等がその事業として行う特定水産動物を育成する事業に係る漁業関係者間の内部的な規制を法制化したものであり、なんら漁業について新たな権利を創設するものでなく、また、港湾法その他の法律による諸規制、事業の実施その他水面における漁業以外の水面の利用をなんら妨げるものではないので、この旨を関係漁業者に周知させること。</p> <p>(6) また、(5)で述べたと同様の趣旨から、都道府県知事は、通商産業局長から鉱業法（昭和25年法律第289号）第24条の協議を受けたときは、単に育成水面にかかわる鉱業権の設定であるという理由のみで異議の申し立てをしないものではないこと。</p> <p>2 育成水面利用規則 育成水面利用規則の例を別紙のとおり定めたので、これに留意のうえ関係漁業協同組合等を指導されたい。 また、育成水面利用規則で利用料の額等を定めるに際しては、非組合員たる漁業者や遊漁者が不当な制限を課せられることのないよう関係漁業協同組合等の指導については、特に遺憾のないよう指導されたい。</p> <p>3 特定水産動物育成事業の認可 都道府県知事は、法第8条及び第12条の規定による特定水産動物育成事業の認可に際しては、特に次の事項に留意されたい。</p> <p>(1) 都道府県知事は、あらかじめ漁場利用調整協議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(2) 育成水面の区域内に次に掲げる区域が含まれている場合には、都道府県知事は、あらかじめ水産担当部局が次に掲げる者に協議するよう措置し、協議が整った場合に限り認可するものとする。</p> <table style="width: 100%; margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 60%;">1の(1)のアの港湾区域</td> <td>港湾管理者</td> </tr> <tr> <td>1の(1)のウの水域</td> <td>都道府県知事</td> </tr> <tr> <td>1の(1)のオの水域</td> <td>海上保安庁の地方機関</td> </tr> <tr> <td>から までに掲げる海域以外の海域</td> <td>海上保安庁の地方機関</td> </tr> </table>			1の(1)のアの港湾区域	港湾管理者	1の(1)のウの水域	都道府県知事	1の(1)のオの水域	海上保安庁の地方機関	から までに掲げる海域以外の海域	海上保安庁の地方機関
1の(1)のアの港湾区域	港湾管理者									
1の(1)のウの水域	都道府県知事									
1の(1)のオの水域	海上保安庁の地方機関									
から までに掲げる海域以外の海域	海上保安庁の地方機関									

- (3) 都道府県知事は、あらかじめ、水産担当部局が土木担当部局及び関係地方建設局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。）並びに鉱業担当の商工部局と十分協議するよう措置すること。

4 放流効果実証事業

[1] 指定法人

(1) 指定の申請

ア 指定法人の指定は、その申請をまっで行うことになるが、その申請に当たっては、定款又は寄附行為、登記簿本、指定の申請に関する意思の決定を証する書面、申請者が放流効果実証事業を適正かつ確実に実施することができるかと認められる者であることを証する書類を提出する必要がある（沿岸漁場整備開発法施行規則（昭和49年農林省令第25号。以下「施行規則」という。）第4条第2項）。これは、放流効果実証事業は、漁業者による栽培漁業の定着に重要な役割を果たすものであるため、その事業遂行能力等の審査が重要であることによるものである。したがって、指定に当たっては、事業の適正かつ確実な実施が図られるよう慎重な審査を行うこととされたい。

イ 指定の申請については、別記様式例2を参考にされたい。

ウ 添付書類につき留意すべき事項は次のとおりである。

指定の申請に関する意思の決定を証する書類

当該法人が指定の申請をすることとした総会、理事会等における議事録の写し等である。

法第15条第1項第2号に掲げる要件（放流効果実証事業を適正かつ確実に実施できると認められること）を満たしていることを証する書類

役員の中に栽培漁業に関する知識を有する者がいること、財政基盤が堅固であること等当該法人の事業遂行能力を判断し得る書類である。

(2) 指 定

ア 指定をしたときは、別記様式例3を参考に申請者に通知する。

イ 指定法人は、各都道府県の種苗生産施設の運営を委託されている法人等既存の法人が指定されることが多いと予想されるが、指定法人として指定し得るのは、定款又は寄附行為上放流効果実証事業をなし得る法人のみである（法第15条第1項第1号）。したがって、定款又は寄附行為上放流効果実証事業を行い得ない法人については、定款又は寄附行為の変更を要する。

(3) 変更の届出（法第15条第3項）

指定法人が行う名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出については、別記用紙例4を参考にされたい。

(4) 留意事項

ア 指定法人の設立運営に関しては、その資金構成、事業費の調達、職員の構成について漁業協同組合等の協力を十分に得ることとし、単なる都道府県ないし市町村の代理人となることのないよう十分指導することとされたい。

イ 指定法人については、単に放流効果実証事業の実施主体というにとどまらず、その技術上の知識を活用し、当該都道府県における栽培漁業推進の中核的担い手として発展するよう指導に努められたい。

[2] 放流効果実証事業に対する監督

(1) 業務実施計画の作成

ア 業務実施計画は、法第17条第2項各号に掲げる事項を定めることとなるが、その作成に当たり留意すべき事項は次のとおりである。

水産動物の種苗の放流

放流効果実証事業に係る業務の実施に当たっては、まず、効果が最大に発揮されるような放流を行う必要があるため、次の点に留意されたい。

(ア) 放流場所については、科学的知見に基づき放流に係る水産動物の生物的特性に適した自然的条件を有する場所及び放流に係る水産動物の採捕に関し、幼稚仔の保護管理等につき関係者の十分な協力を期待しうる場所を選定するとともに、放流できる種苗数量をもとに、顕著な放流効果を期待し得るような箇所数に限定すること。

(イ) 放流時期については、放流に係る水産動物の産卵、成育時期及び放流に係る水産動物を採捕し、又は混獲する漁業の操業時期を勘案し、最も放流効果を期待し得る時期を選定する。

(ウ) 放流数量については、放流に係る水産動物の放流後の分布、成育状況等を勘案し、少なくとも放流に係る水産動物の漁獲量の増大効果を認識し得るだけの数量を放流するものとする。

(I) その他の放流の実施に関する事項としては、生残率、成育に要する費用、放流時期等を総合的に勘案し、経済的に最も効率的な大きさを放流すること等放流効果実証事業が実証しようとする経済効果を最大限に発揮させるのに必要な放流に関する事項を定る。

(オ) なお、業務実施計画の具体的な記載に当たっては、次のような事項に留意されたい。
放流効果実証事業放流効果実証事業

⑦ 放流場所については、瀬付近、沖、地先、島付近、湾等地物又は地名で表示するとともに、当該場所を図面で明示すること。

図示する際には、放流場所における海域の特性を考慮しつつ、必要最小限の範囲に限定して図示し、当該放流場所が港湾区域（港湾法第2条第3項に規定する港湾区域をいう。以下同じ。）又は開発保全航路（港湾法第2条第8項に規定する開発保全航路をいう。以下同じ。）に係るものであるときは、原則として、半径500メートル以内の円で図示すること。

⑧ 放流時期については、1ヶ月単位で 月、×月という定め方をすること。

⑨ 放流数量については、「 千尾～ 千尾」というように定めること。

⑩ 「沿岸における漁業の操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等について十分配慮し尊重する」旨明記すること。

経済効果の実証

経済効果の実証結果は、漁業協同組合等が特定水産動物育成事業等を行おうとする際の判断基準となるものであるので、

(ア) 標識放流に係る水産動物の採捕についての漁業協同組合、遊漁者を通じた報告の呼びかけ

(イ) 市場調査等

(ウ) 水産試験場、漁業協同組合等に対して行う調査に関する協力の要請等経済効果を実証し得る方法を幅広く実施することにより、放流に係る漁業生産増大の経済効果をできる限り捕捉すること。

水産動物の成育を助長するための採捕に関する協力要請

放流に係る経済効果があがるためには、 による適正な放流を行う一方、採捕を抑制することによりその成育を助長することが必要である。本号の内容としては、時期、区域を定め、放流場所周辺の放流直後の幼稚仔の保護に係る採捕抑制、最も経済的な大きさでの漁獲方法等放流効果実証事業に係る経済効果をあげるような協力要請の内容を定めるとともに、漁業協同組合等を通じて広報を行うこと等要請の方法を定めること。

経済効果の普及

による経済効果の実証の成果については、漁業協同組合等による特定水産動物育成事業等実施を促進するよう当該放流効果実証事業の経済効果が及ぶと考えられる漁業協同組合等及び漁場環境が類似している漁業協同組合等に対し、都道府県の水産試験場、水産業改良普及員の協力を得て説明会を開催する等その普及方法を定めること。

イ 業務実施計画は、基本計画の計画期間との関係から、放流効果実証事業を行う期間として5年を越えない範囲内の相当の期間を定める。

ウ 業務実施計画の作成に当たっては、栽培漁業推進協議会等関係者の意見を徴することとされたい。

(2) 業務実施計画の許可の申請

業務実施計画の許可の申請に当たっては、

業務実施計画の定めるところに従い実証しようとする経済効果に関する資料その他業務実施計画において定めた放流効果実証事業の対象とする水産動物の種類、放流場所、放流時期、放流数量等に関する事項に関する資料（これらの事項を定めるに当たって基礎とした資料）

業務実施計画に関する意思の決定を証する書面を添付すること

（施行規則第5条）

これは、指定法人が行おうとする放流効果実証事業が漁業者が自ら栽培漁業を行おうとする意識を醸成させ得るに足る経済効果を実証できるものであるか否か、また、業務実施計画を決定するに当たっての意思決定過程において当該法人内部における十分な合意形成がなされているかどうかを判断するためのものである。

許可の申請については、別記様式例5を参考にされたい。変更の場合も同様である。

(3) 業務実施計画の許可（法第17条）

ア 業務実施計画の認可基準は、法第19条各号に列記してあるとおりである。このうち、「沿岸漁場の総合的な利用の見地からみて適切なものであること」（法第19条第3号）を認可基準としたのは、

沿岸漁場は、多種多様の漁業により立体的、重層的な利用がなされていること。

放流効果実証事業の放流に係る水産動物を採捕する漁業種類は、多いこと。

を考慮したものである。この趣旨を踏まえ、業務実施計画に定める採捕に関する協力要請、放流時期等が関係漁業の操業実態からみて適切なものであるかどうかを判断することとされたい。

また、「特定水産動物育成事業が実施されておらず、かつ、近く実施される見込みがないこと」（法第19条第4号）を認可基準としたのは、放流結果実証事業は特定水産動物育成事業の実施を促進するために行われるものであることから、特定水産動物育成事業が同一海域、同一水産動物について既に実施され、又は、近く実施される見込みがある場合には、放流効果実証事業を行う必要がないことによるものである。

イ 業務実施計画の認可の申請があったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くこととしている（法第18条）

これは、業務実施計画が、沿岸漁場の総合的な利用の見地からみて適切であるか否かを判断するに当たっては、沿岸漁業の事情に情通した海区漁業調整委員会の意見を聴くこととするのが適切であることによるものである。

ウ 放流に係る水産動物の分布、成育状況からみて必要があるときは、放流の場所、放流の時期、放流の数量、経済効果の調査方法、採捕についての協力要請等に関し、関係都道府県及び社団法人日本栽培漁業協会と密接な連けいをとることにより放流結果実証事業の実をあげるよう努めることとされたい。

エ 許可をしたときは、別記様式例6を参考に申請者に通知するとともに、当該許可に係る業務実施計画の写しを水産庁に送付されたい。

オ 業務実施計画の許可又はその変更の許可に当たっては、十分な時間的余裕をもって関係港湾管理者、関係港湾建設局及び海上保安庁の地方機関と協議するようにされたい。

カ 業務実施計画の許可は、申請者（指定法人）に対し水面利用に関し何ら新たな権利を創設するものではなく、当該計画中の水産動物の放流場所も港湾法その他の法律による諸規則、事業の実施その他水面における漁業以外の利用を何ら妨げるものではないので、この旨関係者に周知させることとされたい。

(4) 業務実施計画の変更（法第20条）

指定法人は、業務実施計画の変更について、都道府県知事の許可を要するものとされているが、次に掲げる事項以外の変更はこの限りでない（法第20条、施行規則第6条）

放流効果実証事業の対象とする水産動物の種類

放流効果実証事業の対象とする水産動物の種苗の放流場所及び放流時期。

なお、業務実施計画に係る添付図面において図示した放流場所を変更しようとする場合は、施行規則第6条第2号の放流場所の変更該当する。

(5) 事業報告書等の提出

指定法人は、毎事業年度経過後3月以内に、放流効果実証事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない（法第21条）。

なお、放流効果実証事業に協力する者が任意に拠出した金銭（以下「協力金」という。）を指定法人が収受したときは、協力金に関する収支の明細を記載した書面を提出しなければならない。これは、放流結果実証事業の適性かつ確実な実施を確保する上で、協力金の使途等について監督する必要があるためである。

(6) 報告徴収（法第22条第1項）

都道府県知事は、放流効果実証事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要な報告を指定法人にさせることができる。これは、単に法第16条の指定法人の他の業務に限らず、上記目的のためには指定法人の他の業務についても報告させることができるものである。

(7) 改善命令（法第22条第2項）

ア 都道府県知事は、放流結果実証事業の適正かつ確実な実施を確保するため、業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

これは、放流結果実証事業の実施主体を都道府県が一を限り指定する民法法人としている関係で指定した都道府県知事としても安易に指定を取り消すのではなく、その適正な実施が図られるよう努めるべきと考えられることから、直ちに指定の取消しという手段に訴えるのは適当と考えられないこと等の理由によるものである。

イ 業務の方法の改善に関し必要な措置を命ずることができる場合は、法第22条第2項各号に列記してあるとおりである。なお、この場合には、次の事項につき留意されたい。

法第22条第2項2号

改善命令は、同号のイ、ロ及びハに掲げる場合のみに限られるものではなく、「その他指定法人が放流効果実証事業を適正かつ確実に実施していないと認められる」全ての場合につき行い得るものである。このような場合としては、例えば、役員等の信用失墜行為等が考えられる。

法第22条第2項2号ロ

指定法人が業務実施計画で定めるところに従い放流結果実証事業に係る業務を実施していた場合においても、沿岸漁業に係る漁業事情、水面の利用の状況等に緊急かつ予測し難い変動があった場合には、必ずしも、そのまま事業を継続することは適切でない場合があるので、このような場合には、業務実施計画の変更等を命じることができることとした。

(8) その他

指定法人が放流効果実証事業に係る放流を行った際には、その都度、放流場所、放流時期、放流数量等放流の内容を都道府県に届け出ることとされたい。

[3] 協力金の拠出

(1) 協力金の性格

協力金は、放流結果実証事業の実施に伴い、放流に係る水産動物と同種の水産動物の漁獲増という利益を受ける者が、その受益の認識に基づいて、任意に拠出するものである。

したがって、協力金は、放流された水産動物の分布生息状況についての科学的知見に基づき拠出されるとともに、関係者自身の受益の認識に基づき納得の上拠出されるものであることが肝要である。

このため、その募集に当たっては、栽培漁業推進協議会等を通じ関係者の理解と協力を得るよう努められたい。

(2) 拠出者の範囲

協力金は、拠出者に任意によるものであるが、放流に係る受益の存在がその裏打ちとなるものであることから、放流された水産動物の分布生息状況に突いての科学的知見をもとに放流による受益があると考えられる者から拠出されることが基本的考え方である。

この場合、例えば、放流された水産動物の分布生息状況についての科学的知見をもとに一定の圏域を設定し、その範囲内で放流に係る水産動物と同種の水産動物を採捕する者から協力金を募集することも考えられる。

なお、具体的な拠出方法については、放流の効果が、漁業協同組合等採捕者が構成する団体単位でみれば、ある程度明確になると考えられるので、例えば、団体ごとにその構成員の操業隻数、船舶の規模、漁業種類等から推定した団体ごとの受益の程度（漁獲数量等）に応じて協力金を募ることが考えられる。

(3) 拠出額の算定方法

協力金の総額は、放流効果実証事業に係る種苗生産、中間育成、放流等に要する経費の一部に充てられることになるので、これらの額を算定基礎とされたい。

この場合、例えば、協力金の額を、放流効果実証事業に要する費用から補助金等公益法人が直接又は間接に負担しうる額を差し引いた残余の額とすることが考えられる。

(4) 協力金に関する都道府県知事の監督

協力金に関しては、収支の明細の報告（法第21条） 改善命令（法第21条第2項2号ハ）の規定が設けられ、都道府県知事の監督に服せしめられているところである。

（目的）

第1条 この規則は、この組合（連合会）が行う育成水面の区域内における特定水産動物の育成に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（特定水産動物の種類）

第2条 育成水面の区域において育成する特定水産動物の種類は、 とする。

（特定水産動物に係る漁業）

第3条 育成水面の区域内において営む特定水産動物に係る漁業は、次のとおりとする。

漁業
漁業

漁業協同組合	漁業	漁業
漁業協同組合	漁業	漁業

(備考)「特定水産動物に係る漁業」とは通常その特定水産動物を混獲する漁具を使用して営む漁業を含む。

(特定水産動物の採捕につき組合員が遵守すべき事項)

第4条 組合員(会員たる 漁業協同組合及び 漁業協同組合の組合員)は、育成水面の区域内における特定水産動物の採捕につき、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(漁具、漁法等の制限となるべき体長)

特定水産動物の種類	採捕を制限する大きさ
く る ま え び	体長(眼の付根から尾端までの長さ) センチメートル以下
ま だ い	体長(吻端から尾鰭基底までの長さ) センチメートル以下

2 漁具、漁法等の制限

漁業の名称	制限する漁具・漁法	制限する区域	制限する期間

(育成水面の区域の表示)

第5条 育成水面の区域は、標識ブイ、標識灯、標柱及び標示板(以下「標識等」という。)を設置して表示する。

2 標識等の設置及び箇所数は、別紙図面のとおりとする。

(育成水面利用委員会)

第6条 育成水面の適正な利用及び特定水産動物の効果的な育成を図るため、この組合(連合会)に育成水面利用委員会(以下「利用委員会」という。)を置く。

2 利用委員会は、第3条に規定する育成水面の区域内において特定水産動物に係る漁業を営む者のうちから理事が任命した委員 人をもって構成する。

3 委員会の任期は、1年とする。

4 利用委員会は、理事の諮問に応じて育成水面の区域内において行う特定水産動物の採捕等育成水面の具体的な利用方法等について協議する。

(備考) 本条は、利用委員会を設ける組合(連合会)のみが設けること。

(利用料の額及び徴収方法)

第7条 育成水面の区域内において特定水産動物を採捕する組合員(会員たる 漁業協同組合及び 漁業協同組合の組合員)以外の者から徴収する利用料の額は、次のとおりとする。

(1) 非組合員たる漁業者から徴収する場合

特定水産動物の種類	漁具・漁法	利 用 料			
	刺 網	1日	円	1年	円
	網	1日	円	1年	円

(2) 非組合員たる遊漁者から徴収する場合

特定水産動物の種類	漁具・漁法	利 用 料			
	手釣・竿釣	1日	円	1年	円

2 育成水面監視員は、この組合(連合会)に代わって、非組合員たる遊漁者から利用料を徴収することができる。

(備考)

本条は、特に組合(連合会)において必要と認める場合にのみ、設けるものとする。

第1項の2及び第2項の規定は、魚類を特定水産動物とする場合に限り設けるものとする。

連合会がその会員たる 漁業協同組合に利用料の徴収事務を委託する場合には、本条に次の1項を加える。

3 漁業協同組合は、この連合会に代わって利用料を徴収することができる。

(利用証の交付)

第8条 この組合(連合会)は、前条の組合員以外の者から利用料の納付を受けたときは、別記様式第1号による育成水面利用証(以下「利用証」という。)を交付するものとする。

(備考) 連合会がその会員たる 漁業協同組合に利用料の聴取事務を委託する場合には、本条中「連合会は、」を「 漁業協同組合は、連合会に代わって」に改める。

(育成水面監視員)

第9条 育成水面監視員は、利用委員会の意見を聴いて、理事が任免する。

(備考) 利用委員会を設けない組合(連合会)にあっては、「利用委員会の意見を聴いて、」を削る。

2 育成水面監視員は、理事の指示に従い、育成水面の区域内を巡回する等必要な監視を行うとともに、特定水産動物を採捕する組合員に対し採捕の中止等必要な措置をとることを指示することができる。

3 育成水面監視員は、別記様式第2号による育成水面監視員証を携帯し、かつ、育成水面監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(組合員以外の者の配慮事項)

第10条 組合員以外の者は、第4条に規定する特定水産動物の採捕につき組合員が遵守すべき事項に十分配慮しなければならない。

2 組合員以外の者は、育成水面の区域内において特定水産動物を採捕する場合には、利用証を携帯し、育成水面監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 組合員以外の者は、特定水産動物を採捕するに際しては、育成水面監視員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第11条 この組合(連合会)は、この規則に違反して育成水面の区域内において特定水産動物を採捕する者があるときは、その者に対し、採捕の中止等その他の措置をとることを要請するものとする。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事が利用委員会の意見を聴いて定める。

附 則

この育成水面利用規則に従い特定水産同文育成事業を実施する期間は、昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までとする。